

## パブリックコメント

### 「第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画」(素案)

#### 【計画策定の趣旨】

本市では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、国の制度改正、障がいのある人の震災後の生活や置かれている環境と社会経済情勢の変化等を踏まえて、障がい者施策の推進を計画的に図ってきました。このたび、現計画の計画期間が終了となることから、当該計画を見直し、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする新たな「第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

#### 【意見等の提出方法】

意見提出の書式は自由です。意見提出の際は、住所、氏名、電話番号を明記のうえ、窓口へ持参するか郵便またはファックス、電子メールなどで提出してください。

法人または団体で提出する場合は、名称、所在地及び代表者名を明記してください。

#### 【意見等の提出期間・素案の公表期間】

令和5年12月1日(金) ～ 令和5年12月24日(日)

#### 【素案の公表場所】

社会福祉課、市民課総合案内窓口、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課、各生涯学習センター(9か所)、市民情報交流センター、市ホームページ

#### 【担当課】

健康福祉部社会福祉課 障がい福祉係

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

電話：0244-24-5241

FAX：0244-24-5740

メールアドレス：shakaifukushi@city.minamisoma.lg.jp